

建設業許可申請の手引き(令和7年2月改訂内容)

ページ	項目	改訂後	改訂前
全体	名称	<u>営業所技術者等</u>	<u>営業所の専任技術者</u>
2	特定建設業の許可を要する下請代金額の下限	<u>5,000万円(税込)以上</u> (建築工事業は <u>8,000万円(税込)以上</u>) <u>※令和7年2月1日から</u>	<u>4,500万円(税込)以上</u> (建築工事業は <u>7,000万円(税込)以上</u>)
7	名称	<u>営業所技術者等(営業所技術者+特定営業所技術者)</u>	<u>専任技術者</u>
8	営業所技術者等の主任技術者又は監理技術者との兼務	<u>【監理技術者等を専任で配置する必要がない工事(請負金額4,500万円(建築工事業は9,000万円)未満の場合)】</u> <u>以下の全てを満たすことで兼務が可能。</u> <u>①当該営業所で契約締結した建設工事であること。</u> <u>②工事現場の職務に従事しながら営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。</u> <u>③当該営業所との間で常時連絡をとり得る体制にあること。</u> <u>④営業所技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</u> <u>※令和6年12月13日から(金額要件は令和7年2月1日から)</u>	<u>①当該営業所で契約締結した建設工事で、②工事現場の職務に従事しながら、実質的に当該営業所の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡をとり得る体制にあり、④当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事《公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上》でない場合には兼務することができません。</u>

建設業許可申請の手引き(令和7年2月改訂内容)

ページ	項目	改訂後	改訂前
8	営業所技術者等の主任技術者又は 監理技術者との兼務	<u>【監理技術者等を専任で配置する必要がある工事(請負金額1億円(建築工事業は2億円)未満の場合)】</u> <u>以下の全てを満たすことで兼務が可能。</u> <u>①当該営業所で契約締結した建設工事であること。</u> <u>②工事現場数が1以下であること。</u> <u>③営業所から工事現場間が1日の勤務時間内に巡回可能、かつ営業所から工事現場間の移動時間が概ね2時間以内であること。</u> <u>④下請次数が3を超えていないこと。</u> <u>⑤監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずる者を工事現場に置いていること。</u> <u>⑥工事現場の施工体制について、情報通信技術を利用する方法により確認する措置を講じていること。</u> <u>⑦人員の配置計画書を作成し、工事現場毎に据え置いていること(作成等は電磁的方法によることも可能)。</u> <u>⑧工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機が設置され、かつ通信を利用することが可能な環境が確保されていること。</u> <u>⑨営業所技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</u> <u>※令和6年12月13日から(金額要件は令和7年2月1日から)</u>	<u>①当該営業所で契約締結した建設工事で、②工事現場の職務に従事しながら、実質的に当該営業所の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡をとり得る体制にあり、④当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事《公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上》でない場合には兼務することができません。</u>
14	許可申請手数料	<u>Pay-easy または長崎県収入証紙等</u> <u>※長崎県収入証紙は令和7年3月31日まで利用可能</u>	<u>全て長崎県収入証紙</u>

建設業許可申請の手引き(令和7年2月改訂内容)

ページ	項目	改訂後	改訂前
14	長崎県収入証紙	※<u>長崎県収入証紙は令和6年12月末をもって販売が終了しました。なお、既に購入済の証紙は令和7年3月31日までご利用になれます。</u> ※<u>証紙以外の支払い方法については、JCIPを利用した申請の場合、Pay-easyがご利用になれます。それ以外の支払い方法については、県HP掲載の「手数料納付方法について」を参照願います。</u> <u>オンライン決済、キャッシュレス決済、手数料納付書による支払いが可能です。</u>	※ <u>長崎県収入証紙は長崎県庁及び各振興局売店等で販売しています。</u>
18	「長崎県収入証紙」はり付け用紙(別紙3)	「長崎県収入証紙」はり付け用紙<u><注9></u> <u><注9>JCIPを利用した申請におけるPay-easy及び長崎県収入証紙以外の方法で支払う場合は「(許可申請用)審査手数料支払い申込書」「手数料納付済申出書」を両面印刷したものを提出してください。</u>	「長崎県収入証紙」はり付け用紙
59	記載要領	2「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、<u>同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)」、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。</u>	2「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、<u>同項ただし書きに該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。</u>
59	記載要領	4「資格者証交付番号」の欄は、<u>法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。</u>	4「資格者証交付番号」の欄は、<u>法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。</u>

建設業許可申請の手引き(令和7年2月改訂内容)

ページ	項目	改訂後	改訂前
60	主任技術者、監理技術者の現場配置における下請代金の総額	下請代金の総額が <u>5,000万円</u> (ただし <u>建築工事業</u> にあつては <u>8,000万円</u>)以上になる場合	下請代金の総額が <u>4,500万円</u> (ただし <u>建築一式工事</u> にあつては <u>7,000万円</u>)以上になる場合
92	許可申請手数料	※<u>長崎県収入証紙は令和6年12月末をもって販売が終了しました。なお、既に購入済の証紙は令和7年3月31日までご利用になれます。</u> ※<u>証紙以外の支払い方法については、JCIPを利用した申請の場合、Pay-easyがご利用になれます。それ以外の支払い方法については、県HP掲載の「手数料納付方法について」を参照願います。</u> <u>オンライン決済、キャッシュレス決済、手数料納付書による支払いが可能です。</u>	(新設)
113	資格区分(一般建設業)	<u>登録土質改良基幹技能者</u> <u>登録都市トンネル基幹技能者</u> <u>登録潜函基幹技能者</u>	(新設)
117	資格区分(特定建設業)	<u>登録土質改良基幹技能者</u> <u>登録都市トンネル基幹技能者</u> <u>登録潜函基幹技能者</u>	(新設)
119	常勤役員等の常勤性確認	健康保険被保険者証 ※提出する場合や電子申請の場合は、記号・番号及び保険者番号をマスキング P124参照 ※<u>申請時点で有効な健康保険証は令和7年12月1日までご利用になれます。</u>	健康保険被保険者証 ※提出する場合や電子申請の場合は、記号・番号及び保険者番号をマスキング P124参照

建設業許可申請の手引き(令和7年2月改訂内容)

ページ	項目	改訂後	改訂前
119	常勤役員等の常勤性確認	<u>□住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)</u> <u>※電子データの場合は「納税義務者用」も必要。</u>	(新設)
122	常勤役員及び常勤役員等を補佐する者の常勤性確認	健康保険被保険者証 ※提出する場合や電子申請の場合は、記号・番号及び保険者番号をマスキング P124参照 <u>※申請時点で有効な健康保険証は令和7年12月1日までご利用になれます。</u>	健康保険被保険者証 ※提出する場合や電子申請の場合は、記号・番号及び保険者番号をマスキング P124参照
122	常勤役員及び常勤役員等を補佐する者の常勤性確認	<u>□住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)</u> <u>※電子データの場合は「納税義務者用」も必要。</u>	(新設)
123	営業所技術者等の常勤性の確認	健康保険被保険者証 <u>※申請時点で有効な健康保険証は令和7年12月1日までご利用になれます。</u> ※提出する場合や電子申請の場合は、記号・番号及び保険者番号をマスキング P124参照	健康保険被保険者証 ※提出する場合や電子申請の場合は、記号・番号及び保険者番号をマスキング P124参照
123	営業所技術者等の常勤性の確認	<u>□住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)</u> <u>※電子データの場合は「納税義務者用」も必要。</u>	(新設)

建設業許可申請の手引き(令和7年2月改訂内容)

ページ	項目	改訂後	改訂前
129	健康保険及び厚生年金保険の適用	法人 労働者数 <u>削除</u>	法人 労働者数 <u>常時使用1人以上</u>
138	経営業務の管理責任者関係 (質問)	<u>経営業務の管理責任者は営業所専任になるのですか。</u>	<u>経営業務の管理責任者も専任技術者と同じように営業所専任になるのですか。</u>
138	経営業務の管理責任者関係 (回答)	<u>専任となります。</u>	<u>専任技術者と同じように専任となります。</u>
139	営業所技術者等関係 (回答)	当該建設工事が、工事現場への専任を要する工事(公共性のある工作物に関する重要な工事)で <u>請負金額4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上</u> でないこと。	当該建設工事が、工事現場への専任を要する工事(公共性のある工作物に関する重要な工事)で <u>請負金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上</u> でないこと。
その他	語句、表現の整理		